

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 地域コミュニティ推進課
指 摘	(1) ア 富山市会計規則において、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について適正と認める場合には直ちに調定をし、調定書を作成しなければならないとされているが、八尾コミュニティセンター等の使用料について、使用者から領収した現金が払込書により指定金融機関等へ払い込まれた後、地域コミュニティ推進課で調定書を作成するまでに1か月以上経過しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受けた事項については、調定書の作成をするよう所属内で指導を行い、令和7年1月分から直ちに調定を起票している。今後は富山市会計規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 地域コミュニティ推進課
指 摘	(1) エ 八尾ふらっと館の備品台帳及び物品現在高調書について、令和6年2月に地域コミュニティ推進課で一括して購入したワイヤレスマイク等の受入の記載がされていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受けた事項については、監査終了後速やかに八尾ふらっと館の備品台帳の記載漏れの追記を行い、令和6年度末に作成する物品現在高調書には記載内容の訂正を行うことといたします。 今後は富山市物品管理規則に基づき適正な事務手続きを実施してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 大久保ふれあいセンター
指 摘	(2) 使用料の算定及び徴収について、リハーサル等のために施設を使用する場合、使用料は、富山市大久保ふれあいセンター条例別表に定める額の40%に相当する額となり、使用日が冷暖房期間中であるときは冷暖房料金として別表に定める額の20%に相当する額を、休日、土曜日又は日曜日であったときは土日休日料金として別表に定める額の10%に相当する額を加算すべきところ、条例別表に定める額の40%に相当する額に、冷暖房料金の20%や土日休日料金分の10%を乗じて加算額を算定していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の使用料の算定及び徴収については、令和7年4月からリハーサル等のために施設を使用する場合、「準備及びリハーサル使用 (B) 60%減」の欄は、条例第8条別表の室名等の金額をもとに算出するように改め、職員研修を行い認識を共有した。 今後も富山市大久保ふれあいセンター条例及び富山市大久保ふれあいセンター条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	ア 使用承認申請書について、八尾コミュニティセンターで決裁がされていないものが複数見受けられた。また、公印を使用するときは、決裁文書と照合の上、施行する文書を添えて、あらかじめ公印管理者の承認を受けなければならないとされているが、公印使用簿の公印管理者欄に承認を受けることで公印を使用し、使用承認書を交付していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の件については、令和 6 年 4 月から申請書の内容確認を行ってから収受印を押印することとし、決裁時には所長が施設使用一覧と照合のうえ、申請書の決裁を行っており、使用承認書への公印使用の際にも決裁済みの申請書を添付することで、申請手続きや公印使用の手順を見直した。 さらには、令和 7 年 4 月からは申請書中に公印管理者欄を設け、公印使用簿を廃止することで、より一層決裁漏れを防げるものと考えており、加えて、監査終了後速やかに使用承認事務におけるチェックリスト作成のうえ活用することとした。 今後は、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	イ 八尾コミュニティセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとされ、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる」とされているが、使用者からの依頼により午前 9 時前から開館する場合、令和 5 年度においては臨時の変更手続きをせずに供用時間を変更しており、令和 6 年度においては、地域コミュニティ推進課長決裁とするところ、八尾コミュニティセンター所長決裁により変更していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の件については、令和 6 年度から開館時間の変更について依頼があった時は、利用者から開館時間の変更申請を提出頂き、許可にかかる起案について八尾コミュニティセンター所長の決裁を受けていたが、今後は事務専決規程に基づき開館時間の変更承認に関する決裁権者を市民生活部長に改めたい。 また、令和 6 年度において開館時間の変更に伴う承認について、八尾コミュニティセンター用市長印を押印していたが、今後は市長印を使用することに改めたい。 今後も富山市事務専決規程や富山市公印規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	ウ 施設を使用しない者に附属設備のみの使用を許可し、富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に定める附属設備の使用料を徴収しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に規定する附属設備は、利用者が施設を利用する際に必要とする備品として備え付けて使用料を設定してあることから、令和 7 年 4 月からは施設利用者以外の使用を認めないこととし、今後も適正な備品管理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指摘	エ 施設の使用承認を受けようとする者は、使用日の6月前から当該使用日の7日前までに使用承認申請書を提出しなければならないとされているが、期間外の申請を受け付けているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の件については、令和6年4月からは使用者の使用日から6か月以前、または、7日以内の申請となっていないか確認の上、収受印を押印してから決裁を受けることに見直したことで期間外での申請が無いよう努めるとともに、監査終了後、速やかに使用申請書の受付チェックリストを作成して活用した。 今後も富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	オ 使用料の算定及び徴収について、改善を図られたい。 (ア) 使用料は前納とするとされているが、使用料を後日徴収しているものが複数あった。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに利用者への案内を作成して周知を図り、令和 7 年 4 月から前納を徹底することを職員間で認識を共有した。今後も、富山市八尾コミュニティセンター条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	オ 使用料の算定及び徴収について、改善を図られたい。 (イ) 使用料の算定において、富山市八尾コミュニティセンター条例に定める額ではなく、条例別表に記載されている単価を 1.1 で割り戻した額を端数処理し、その時間単価から使用時間をかけ、1.1 を乗じ、端数処理した額を使用料として算定していた。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに利用者への案内を作成して周知を図り、令和 7 年 4 月から富山市八尾コミュニティセンター条例に定める額に改め、職員間での認識を共有した。今後も、富山市八尾コミュニティセンター条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	オ 使用料の算定及び徴収について、改善を図られたい。 (ウ) 冷暖房期間中の使用に冷暖房料金を加算していないものや、冷暖房期間以外に冷暖房を使用した場合に冷暖房料金を加算しているものが複数あった。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに利用者への案内を作成して周知を図り、令和 7 年 4 月から富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に定める冷暖房期間とすることに改め、適正に冷暖房使用にかかる加算を行うこととし、職員間での認識を共有した。今後も、富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	オ 使用料の算定及び徴収について、改善を図られたい。 (エ) 準備等のために施設を使用する場合の使用料は、富山市八尾コミュニティセンター条例別表に定める額の30%に相当する額となり、使用日が冷暖房期間中にある場合は、冷暖房料金として条例別表に定める額の30%に相当する額を加算すべきところ、条例別表に定める額の30%に相当する額に、冷暖房料金分の30%を乗じて加算額を算定していた。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに利用者への案内を作成して周知を図り、令和7年4月から準備等の利用であっても富山市八尾コミュニティセンター条例に規定される計算方法で加算することに改め、職員間での認識を共有した。今後も、富山市八尾コミュニティセンター条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指摘	カ 備品台帳及び物品現在高調書について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。 (ア) 令和5年6月に購入した八尾コミュニティセンター分館杉風荘のAEDについて、備品台帳及び物品現在高調書に受入れ及び払出しの記載がされておらず、廃棄した AED の物品棄焼却処分伺の作成がされていなかった。
措置状況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに物品棄焼却処分伺を作成し、令和6年12月6日付で管財課に物品棄焼却通知を行い備品台帳を修正した。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	カ 備品台帳及び物品現在高調書について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。 (イ) 令和6年2月に地域コミュニティ推進課で一括して購入したワイヤレスマイク等について、八尾コミュニティセンターで受け入れた数と備品台帳に記載された数が一致していなかった。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに令和5年度のワイヤレスマイクの購入数量を確認するとともに、廃棄したワイヤレスマイクの数量と現存するすべてのマイクの数量を確認した。それに伴い、廃棄したワイヤレスマイクの物品棄焼却処分伺を作成し、令和6年12月6日付で管財課に物品棄焼却通知を行い備品台帳を修正した。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾コミュニティセンター
指 摘	キ 備品の棚卸しによる調査判明のため、払出事由不明として払い出された備品（会議用椅子）について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったなので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の件については、監査終了後速やかに備品台帳と物品現在高調書の内容を確認したのち、物品棄焼却処分伺を作成し、令和6年12月6日付で管財課に物品棄焼却通知を行った。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 コンベンション・薬業物産課
指 摘	合宿誘致事業補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後 10 日以内に事業実績報告書を提出することを定めているが、10 日以内に事業実績報告書が提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査終了以降、富山市合宿誘致事業補助金の申請を行う者は事業完了後 10 日以内に実績報告書を提出するよう案内を徹底し、遵守させています。 今後は、富山市補助金等交付規則及び富山市合宿誘致事業補助金交付要綱に基づき、適正な事務手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 コンベンション・薬業物産課
指 摘	令和 6 年 4 月 1 日の富山市事務専決規程改正に伴い専決基準が改正され、経過措置として「令和 5 年度分までの予算の執行については、なお従前の例による」とされているが、令和 5 年度執行の補助金の額確定にかかる起案について、規程改正後の専決基準により決裁を受けているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の決裁権者の誤りについては、令和 7 年 1 月 3 0 日までに課長代理を講師とし、課員全員に「庶務事務の手引き（第 5 章 決裁）」及び「富山市事務専決規程」をもとに研修を行った。今後は、富山市事務専決規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 コンベンション・薬業物産課
指 摘	富山国際会議場の開館時間及び休館日の変更について、指定管理者から、毎月、申請があり承認を行っているが、追加で開館時間等の変更があった場合の承認は行っておらず、また、指定管理者に対して追加分の変更について承認を得るよう指導を行っていなかったもので改善を図られたい。
措 置 状 況	監査終了後、令和6年12月6日に指定管理者の富山大手町コンベンション株式会社に対し、追加で開館時間及び休館日の変更があった場合は変更申請をするように指導を行った。今後は、富山国際会議場条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 コンベンション・薬業物産課
指 摘	備品の管理について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。 (ア) 公印（特殊用市長印）及び契印について、備品台帳に記載されていなかった。 (イ) 備品台帳から払い出しされた備品（陳列棚（ガラスショーケース扉付））について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかった。
措 置 状 況	備品台帳について、令和6年11月29日に公印（特殊市長印）を、観光政策課からの管理換が完了した令和7年1月23日に契印を記載した。また、陳列棚（ガラスショーケース扉付）の廃棄について、令和6年12月5日に棄焼却処分の手続きを行った。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	市民生活部 地域コミュニティ推進課
意 見	地区（校下）自治振興事務補助金は、富山地域の各自治振興会が雇用する自治振興会事務職員の人件費について補助するものであるが、補助対象や補助金額、補助の条件等を定めた要綱等はない。地域コミュニティ推進課では富山県最低賃金単価を基に積算して翌年度の補助額を予算要求しており、各自治振興会において実際に支払われた人件費（基本的には富山市会計年度任用職員に係る報酬相当額）を超えない範囲で支出している。しかし、交付決定後に富山県最低賃金単価の改定があった場合は、補助金額の変更を行っており、それにより予算に不足が生じる場合は、補正予算や予算流用等の対応も行っている。本補助金は、要綱等が無いことから補助対象経費や補助金の上限額が明確にされておらず、令和3 年3 月17 日行政経営課通知「補助金等交付の適正化について」においても「補助金等交付の有効性及び適正性を担保するため、今後継続して交付を予定している補助金等については、原則、交付要綱等を制定」することが求められていることから、要綱等の早期整備を検討されたい。
回 答	ご指摘のとおり、国による最低賃金の改定がなされた後に当該補助金の変更交付決定をしており、予算については流用で対応をしている状況である。 本件を考えるにあたっては、前提として今後の地区センターの在り方について考慮する必要があり、その方向性によっては自治振興会事務職員の配置等にも変更が生じる可能性がある。 指摘を頂いた事項については、地区センターの在り方の方向性を踏まえて慎重に検討すべき案件であると認識しており、その決定には時間を要することから長期的に対応してまいりたい。